

2022年7月4日

神奈川県労働安全衛生協会藤沢支部  
会員各位

神奈川県労働安全衛生協会藤沢支部  
支部長 通山 哲

藤沢労働基準監督署管内での墜落死亡事故を受けた緊急要請（お願い）

公益社団法人 神奈川県労働安全衛生協会藤沢支部 会員事業場の皆様におかれましては、日頃より藤沢支部活動にご尽力頂き厚くお礼申し上げます。

さて、藤沢署管内において、墜落死亡災害が6月28日と6月29日に立て続けに2件発生致しました。これ以外にも6月20日以降「一人親方」とされる方の死亡災害を含め、複数の墜落災害が発生しており、これらの多くは墜落防止対策が不十分な状態で作業が行われたことが原因で発生したと考えられ、藤沢署管内における安全水準の低下が懸念されるものです。

このことから、令和4年7月1日付、藤沢基署発 0701 第1号において、藤沢労働基準監督署長より当協会会員事業場の皆様へ「墜落死亡災害の防止対策の強化について」下記の取り組みを実施していただくよう、緊急要請が発出されました。

当協会としても会員事業場に於いて、これ以上の墜落死亡災害を発生させないため、工事を行う協力企業を含め安全に対する取り組みの実施について確実な周知をお願い致します。特に下請け企業、一人親方を含む孫請け企業の混在した工事は、作業内容の把握が困難な場合もありますので、工事管理体制を確認頂き、取り組みが確実に実施されているか安全パトロールにて確認をお願い致します。

**【藤沢労働基準監督署長指示の取り組み事項】**

- 1 企業のトップをはじめとする安全衛生管理の責任者が自らパトロールを実施し、墜落危険箇所の総点検を実施し、必要な措置を講じること。
- 2 作業計画、作業手順書の作成、見直しを行い十分な墜落防止対策を講じたうえで作業を実施すること。
- 3 高所作業を行う場合、保護帽、要求性能墜落制止用器具の着用状況について点検すること。
- 4 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底し、労働者の危険に対する意識を高めること。

なお、当協会ではフルハーネス型墜落制止用器具特別教育等の各種教育を実施しております。高所作業従事者の正しい知識習得と安全確保に向け、ご活用をお願い致します。

以上